

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

米国：査定系審判の早期審理試行プログラム、2回目の延長について

米国特許商標庁（USPTO）は、庁を相手方とする審判、すなわち、査定系審判の早期審理試行プログラム“Fast-Track Appeals Pilot Program”を2020年7月2日に開始しましたが、2021年7月12日の1回目の延長を経て、この度、2022年10月4日付け米国官報に2回目の延長を正式に発表しました。この2回目の延長により、本試行プログラムは2024年7月2日まで有効となります。また、この日を過ぎたあとも、本試行プログラムが十分に活用されない、あるいは他の審判に支障をきたすようなことがない限り、再度延長する可能性があります。

査定系審判は通常、提出された順に特許審判部による審理が行われ、現在、平均的な審判係属期間は約12ヶ月です。これに対し、本試行プログラムは、申請が受理された日から6ヶ月以内に審決に至ることを目標としています。

本試行プログラムを申請できるのは、審判請求書を提出し、その審判に対して番号が付された旨の通知をUSPTOから受け取った後です。また、申請と同時に所定の料金（現時点では420ドル）を納付する必要があります。

なお、特許審判部は、通常の審判に対する余力を残しておくため、許可される本試行プログラムの申請の数を3ヶ月毎に125件までとしています。その上限に達した場合、少量の超過であれば裁量によりその3ヶ月に入れてもらえますが、そうでなければ受領順に次の3ヶ月へと先延ばしされます。

文責：外国グループ 三谷
監修：弁理士 中根 美枝

2022年11月1日

特許業務法人笠井中根国際特許事務所